

議案第 57 号

東京都板橋区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

東京都板橋区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年板橋区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「15 歳」を「18 歳」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 高校生等（子どものうち、15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）が何人からも監護されていないと区長が認める場合における当該高校生等本人

第 3 条第 1 項第 2 号中「子ども」の次に「（前条第 2 項第 3 号の規定に該当する者にあつては、その者。以下同じ。）」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

子どもの医療費助成の対象となる者に、高校生等を追加する必要がある。